

住宅建設資金利子の一部を補給

持ち家の取得を促進するため、住宅金融公庫から資金を借り入れてマイホームを建設または購入する方に、借入金の利子の一部を補給しています。

補給額は、住宅金融公庫の融資残高1千万円を限度に、公庫の金利から2%を減じて2分の1を乗じた率（0.5%を限度）を乗じて得た額となります（事例参照）。

対象は、次の要件をすべて満たす方で、補給期間は5年間です。

- ①町内に住宅を建設または購入する方
 - ②町内の金融機関から公庫の融資を受ける方
 - ③年間合計収入金額が800万円以下の方
 - ④町税（国民健康保険税を含む）を完納している方
- ※申請は、金銭消費貸借借当権設定契約後3カ月以内に行ってください

◇事例
住宅金融公庫の年末融資残高が1,000万円以上の方で、公庫の金利が2.6%の場合
1,000万円×(2.6%-2.0%)×0.5÷12=2,500円
2,500円×12カ月×5年間=150,000円
☎建築指導課住宅係 ☎(70)0364

◆支給の対象
①平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生
②昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった被用者（厚生年金、共済組合等の加入者）の配偶者
③または②に該当する方で、当時、任意加入していなかった期間内に初診日（障害の原因となる傷病について、初めて医師等の診療を受けた日）があり、現在、障害基礎年金1・2級相当の障害に該当する方。



特別障害給付金制度と若年者納付猶予制度が始まります

多様化する皆さんの生活に対応するため、公的年金制度が改正され、4月から特別障害給付金制度と若年者納付猶予制度が始まります。

特別障害給付金制度

国民年金の任意加入期間に加入しなかったことにより、障害基礎年金等を受給していない障害者の方に、福祉的措置として特別障害給付金制度が新設されました。

◆支給月と額
給付金は年6回、偶数月に

◆請求手続の窓口等
請求の窓口は、保険年金課

固定資産税関係のお知らせ

◆土地価格等縦覧帳簿・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧
縦覧できる方
①土地価格等縦覧帳簿（所在地番、地目、地積、価格）
②家屋価格等縦覧帳簿（所在地番、種類、構造、床面積、価格）
③本町に家屋を所有し、固定資産税が課税されている方

◆課税台帳の閲覧と証明制度
本町に土地・家屋を所有している方（納税義務者）および土地・家屋の借地人・借家人等は、4月1日より当該土地または家屋の固定資産税課税台帳の閲覧および固定資産税課税台帳記載事項証明書を

◆納税通知書の発送
平成17年度の固定資産税納税通知書は、4月中旬に発送します。第1期納期は、5月2日（月）です。

◆縦覧場所
縦覧日時 4月1日（金）～5月2日（月）

ただし、65歳に達する日の前日までに当該障害状態に該当された方に限られます。

また、国民年金法による障害基礎年金等を受ける権利を有していない方が対象となります。

支払われます。認定を受けた後、請求月の翌月分から支給されます。

- ・1級・月額5万円
- ・2級・月額4万円

※支給額は、毎年度物価の変動に応じて改定されます。また、本人の所得によっては、支給が制限される場合があります。

◆請求の受付
原則として、65歳に達する日の前日までに請求する必要がありますが、経過措置として、平成22年3月31日まで申請することができま

◆千葉社会保険事務所
保険年金課国民年金係
☎043(290)8770
☎(70)0337

◆場所
場所 税務課
時間 8時30分～17時15分
持ち物 印鑑、運転免許証などの身分証明書、借地人・借家人等は賃貸借契約書等

◆納税通知書の発送
平成17年度の固定資産税納税通知書は、4月中旬に発送します。第1期納期は、5月2日（月）です。

◆縦覧場所
縦覧日時 4月1日（金）～5月2日（月）

在宅介護支援センターだより

認知症について

わが国で認知症と診断されている方は、現在約150万人おり、今後さらに増加する傾向です。2015年には250万人になるといわれています。

認知症の方は自分の気持ちや言葉でうまく表現することができなため、どのようなことを考えているのか、なぜそのような行動をとるのかを理解することは、大変難しいことです。

認知症とは、脳に生じた障害により子どものころから身につけた知能が損なわれた状態をいいます。

そのほか脳には、見たり聞いたりしたことを認知する能力等があり、運動機能が傷つけられると手や足の動きがまひし、言葉の中枢が損なわれると失語症になります。

ところが、認知症はそのような一つ一つの機能の障害ではなく、脳の広い範囲が傷つけられたため、精神的な能力が全体的に損なわれた状態です。

その症状は、一人ひとりまったく違います。

一人ひとり違う認知症の方とどのように関わり、また理解していけばいいのか、次号から具体的に紹介したいと思います。

※「痴呆」という表現は、「何も分からず、何もできない」との誤解を招きやすく、早期診断を妨げる一因との指摘があり、厚生労働省の「痴呆に替わる用語に関する検討会」で新たな呼称が検討され「認知症」との呼び方に改められました。

◆恒例となりました介護者の集いの日程が5月24日（火）に決まりました。

◆納税通知書の発送
平成17年度の固定資産税納税通知書は、4月中旬に発送します。第1期納期は、5月2日（月）です。

◆場所
場所 税務課
時間 8時30分～17時15分
持ち物 印鑑、運転免許証などの身分証明書、借地人・借家人等は賃貸借契約書等

◆納税通知書の発送
平成17年度の固定資産税納税通知書は、4月中旬に発送します。第1期納期は、5月2日（月）です。

◆縦覧場所
縦覧日時 4月1日（金）～5月2日（月）

育てる

4月、入学式のシーズンです。新しい生活のスタート地点に立つ子どもたちの胸は不安と期待と夢でいっぱいになっていくことでしょう。

先日、ラジオを聴いていると、「夜回り先生」の音が聞こえてきました。「子どもたちに夢を持ってほしい。夢を持つと目がキラキラ輝く。キラキラ輝く目の子どもたちを見たいから、僕は10数年間も夜回りを続けているんです。僕の願いは日本中の子どもたちが目を輝かせて生きるのを見ること。ほらでもいいから夢を口に出して語って欲しい。そして、ほんの少しだけ、その夢に向かって努力して欲しい」

また、いつだったか、テレビで野球のイチロー選手が子どもたちに向かって、「夢はみるものではなく実現するものだ。夢は必ず実現する」と語っていたのを聞いたことがあります。

私の高校の同窓会名簿の住所の欄に、「パリ在住」となっている友達がいいます。その人はスタイルが良く、ボーイツシユで、そのころ人気のあった裕次郎みたいに格好よかったので、ゆうちゃんと呼ばれていました。ゆうちゃんはいつも「私は将来、デザイナーになってパリに住むんだ」と夢を語っていました。

聞いてみると、パリには、一体、どうやってデザイナーになり、どのようにしてパリに

◆納税通知書の発送
平成17年度の固定資産税納税通知書は、4月中旬に発送します。第1期納期は、5月2日（月）です。

介護用品支給事業のご利用を

在宅介護者の経済的負担の軽減と安定を支援するため、介護用品支給票を交付します。

▶対象＝町内在住で、在宅で介護を受けている要介護度4・5の方

▶購入額＝月8,000円

▶申込方法＝健康福祉課にある「介護用品支給事業利用申請書」に必要事項を記入し、介護保険被保険者証の写しを添付して提出してください。※後日、決定通知書または却下通知書を送付します

▶利用方法＝決定通知書とともに「介護用品支給票」を送付しますので、介護用品支給事業取扱店で「介護保険被保険者証」と一緒に提示してください。

介護用品受領書に署名して、必要な介護用品を受け取ってください。※利用は1カ月に1回、1個所の取扱店での購入の場合となります

☎健康福祉課高齢者福祉係 ☎(70)0332

◆納税通知書の発送
平成17年度の固定資産税納税通知書は、4月中旬に発送します。第1期納期は、5月2日（月）です。